



島根県報

平成31年4月2日（火）

第3,096号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による施術機関の指定	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	2
介護保険法の規定による指定介護老人福祉施設の指定	（ " ）	3
保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務の委託の解除	（子 ども ・ 子 育 て 支 援 課）	3
保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務の委託	（ " ）	3
指定施業要件の変更予定保安林（2件）	（森 林 整 備 課）	3

【公 告】

2019年度調理師試験の実施	（健 康 推 進 課）	5
平成31年度島根県狩猟免許試験の実施	（森 林 整 備 課）	6
狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会の開催	（ " ）	9
大規模小売店舗立地法の規定による承継の届出の縦覧	（中 小 企 業 課）	10

告 示**島根県告示第232号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成31年4月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
さくらクリニック益田	益田市乙吉町イ102番地1	平成31年2月1日
いしとび内科医院	出雲市大社町北荒木487番地1	平成31年3月1日
医療法人誠蓮会 いずも歯科クリニック	出雲市姫原二丁目8番11号	平成31年2月1日

島根県告示第233号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成31年4月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施術者の氏名	施術所の名称	実施する事業	施術所の所在地	指定年月日
永井 康子	ながい接骨院	柔道整復	江津市嘉久志町イー1060	平成31年3月1日

島根県告示第234号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成31年4月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
さくらクリニック益田	益田市乙吉町イ102-1	平成31年2月1日
いずも歯科クリニック	出雲市姫原二丁目8番11号	平成31年2月1日

島根県告示第235号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成31年4月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 ほのぼの会	訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション事業所まんだ	出雲市万田町535番地1	平成31年4月1日
	介護予防訪問リハ			

ビリテーション			
---------	--	--	--

島根県告示第236号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条第1号の規定により告示する。

平成31年4月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
社会福祉法人太陽とみどりの里	介護老人福祉施設	特別養護老人ホームニ子苑	安来市広瀬町下山佐330番地3	平成31年4月1日

島根県告示第237号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、東京都千代田区麴町1-6-2社会福祉法人日本保育協会に委託していた保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務については、平成31年3月31日限りで当該委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第2項及び第56条の2第2項の規定により告示する。

平成31年4月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第238号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務を平成31年4月1日から東京都千代田区麴町1-6-2社会福祉法人日本保育協会に委託したので、同令第158条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第1項の規定により告示する。

平成31年4月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第239号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年4月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市三隅町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市三隅町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第240号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年4月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市仁摩町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、2019年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成31年4月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日時

2019年10月12日（土）13時半から15時半まで

2 試験会場

松江市殿町 島根県民会館

浜田市片庭町 島根県浜田合同庁舎

隠岐郡隠岐の島町 島根県隠岐合同庁舎

3 試験科目

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論、食文化概論

4 受験資格

次の学歴及び業務経験を有している者

(1) 学歴

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者又は調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）附則第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 業務経験

多数人に対して飲食物を調理して供与する施設（継続して1回20食以上又は1日50食以上を調理して供与するもの

であること。)又は営業(飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業)において、2年以上調理の業務に従事した者

5 受験手続及び提出書類

(1) 受験願書等の請求

受験願書等の関係用紙は、県内の保健所、島根県健康福祉部健康推進課又は公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当で配布する。

受験願書等の関係用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「島根県調理師試験 受験申請用書類希望」と明記し、140円分の切手(請求が1部の場合)を貼り付けた宛先明記の返信用封筒(角2サイズ)を必ず同封して、公益社団法人調理技術技能センターに請求すること。

(2) 提出書類

次に掲げる書類を公益社団法人調理技術技能センターに郵送すること。

ア 受験申請書

イ 受験票・写真台帳

ウ 受験手数料の領収証書

エ 受験票送付用封筒

オ 卒業証明書

カ 調理業務従事証明書

キ 印鑑登録証明書(調理業務従事証明書の証明者が、個人の実印を用いて証明した場合)

ク 戸籍抄本等(卒業証明書又は調理業務従事証明書の氏名が現在と異なる場合)

ケ 国籍等表示のある住民票(日本の国籍を有しない者)

(3) 受験手数料

6,100円

(4) 受験願書等の提出期間

2019年5月13日(月)から同年6月7日(金)まで(当日消印有効)

6 受験票の送付

受験資格を審査した後、2019年9月12日(木)に発送する。

7 合格者の発表

2019年11月29日(金)午前10時に、合格者の受験番号を公益社団法人調理技術技能センターJACCビル2階掲示板及び島根県庁前掲示板並びに県の各保健所に掲示するとともに、公益社団法人調理技術技能センターのホームページに掲載する。また、同日に合格者にのみ合格通知書を発送する。

8 その他

受験手続その他この試験に関する問合せは、公益社団法人調理技術技能センターにすること。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第41条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。)第51条第1項の規定により、平成31年度島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公告する。

平成31年4月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 対象者

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 狩猟免許を受けることができない者

法第40条の狩猟免許の欠格事由に該当する者

3 試験科目等

(1) 適性試験

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

(2) 知識試験

科 目	時 間
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令	90分
鳥獣の保護管理	
猟具に関する知識	
鳥獣に関する知識	

ただし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護及び管理に関する知識及び鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

(3) 技能試験

免許の種類	試 験 事 項
網猟免許	1 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
わな猟免許	1 わなを見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第1種銃猟免許	1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第2種銃猟免許	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

4 開催日時、場所等

月 日	時 間	試験を実施する免許の種類	所在地及び会場名	対象区域
6月15日（土）	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	県内全域

6月19日(水)	午前9時30分～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎	県内全域
6月23日(日)	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	県内全域
6月30日(日)	午前9時～	網猟、わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	県内全域
7月7日(日)	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	雲南市三刀屋町三刀屋144-1 三刀屋交流センター	県内全域
7月13日(土)	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	邑智郡川本町大字川本265-3 川本合同庁舎	県内全域
7月21日(日)	午前9時～	網猟、わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	松江市内中原町52 島根県職員会館	県内全域
8月2日(金)	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	大田市波根町970-1 島根県立農林大学校	県内全域

5 狩猟免許申請方法等

(1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚及び返信用封筒（受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記したもの）を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあつては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあつては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許申請手数料

1 法第49条各号のいずれかに該当する者	(1) 網猟免許又はわな猟免許	2,900円
	(2) (1)以外の免許	3,900円
2 1以外の者	(1) 網猟免許又はわな猟免許	3,900円
	(2) (1)以外の免許	5,200円

(3) 狩猟免許申請書提出期限

島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室、東部農林振興センター林業振興課、東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課、東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課、西部農林振興センター林業振興課、西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課、西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課及び隠岐支庁農林局林業振興普及第二課に備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の10日前までに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書きし、試験実施日の10日前までに必着とすること。

(4) 申請書の提出先

郵便番号690-8501 松江市殿町1番地 島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室
(電話0852-22-5160)

6 その他

(1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日必ず携行し、受付に提出すること。

(2) 試験についての問合せは、島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室、東部農林振興センター林業振興課、東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課、東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課、西部農林振興センター林業振興課、西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課、西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課及び隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課にすること。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条の規定により、狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会を次のとおり開催するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）第59条において準用する施行規則第51条第2項の規定により公告する。

平成31年4月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 適性検査及び受講の対象者

島根県内に住所を有し、狩猟免許の更新を受けようとする者

2 講習科目及び時間

科 目	時 間
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化関連法令に関する事項	3 時間以上
鳥獣の保護及び管理に関する事項	
鳥獣の判別等に関する事項	
猟具の取扱い等に関する事項	

3 適性検査

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

4 開催日時及び場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対象区域
6月5日（水）	午前9時～	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	出雲市
6月13日（木）	午前9時～	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	益田市
6月14日（金）	午前9時～	鹿足郡津和野町枕瀬464-2 瀧元枕瀬公民館（プラサ枕瀬）	津和野町、吉賀町
6月18日（火）	午後1時30分～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	雲南市（吉田町、掛合町）、奥出雲町、飯南町
6月19日（水）	午前9時～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	雲南市（大東町、加茂町、木次町、三刀屋町）
6月21日（金）	午前9時～	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	益田市、津和野町、吉賀町
7月2日（火）	午前9時～	大田市大田町大田口1111 大田市役所	大田市
7月3日（水）	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市、安来市
7月3日（水）	午前9時～	邑智郡川本町大字川本265-3 川本合同庁舎	川本町、美郷町
7月4日（木）	午前9時～	邑智郡川本町大字川本265-3	邑南町

		川本合同庁舎	
7月11日(木)	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市(旧浜田市)
7月12日(金)	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	江津市、浜田市(旭町)
7月17日(水)	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市(金城町、弥栄町、三隅町)
7月17日(水)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市、安来市
7月24日(水)	午前9時30分～	隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎	隠岐の島町、海士町、 西ノ島町、知夫村
8月30日(金)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	県内全域

5 狩猟免許更新申請方法等

(1) 狩猟免許更新申請手続

狩猟免許更新申請書に記載事項を記入し、写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)1枚を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあっては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあっては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,900円(当該金額に相当する額の島根県収入証紙を申請書の手数料欄に貼り付けて納付すること。)

(3) 狩猟免許更新申請書提出期限

東部農林振興センター林業振興課、東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課、東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課、西部農林振興センター林業振興課、西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課、西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課及び隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課に備え付けた狩猟免許更新申請書用紙により、当該講習及び適性検査実施日の10日前までに提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書」と朱書し、受講票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記した返信用封筒を添えて提出すること。

(4) 申請書の提出先

住所地を管轄する東部農林振興センター林業振興課、東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課、東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課、西部農林振興センター林業振興課、西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課、西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課及び隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課に申請すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成31年4月2日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール出雲 島根県出雲市渡橋町1066番地外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

三井住友信託銀行株式会社 支配人 吉田 浩（営業所：東京都港区芝三丁目33番1号）
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

3 承継の年月日

平成31年2月27日

4 承継前に届出をした者の名称及び住所

イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

5 承継の理由

信託設定に伴う所有者変更

6 承継に係る店舗面積

28,409平方メートル

7 縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70）